

交通安全情報

令和2.12.3

千代田運輸(株)
安全管理部

通達改正で、『妨害（あおり）運転』が監査対象等に追加されました

本年6月30日に道路交通法の一部改正により、妨害（あおり）運転に対する罰則が新たに創設され、施行されております。この改正に合わせて、自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等に妨害（あおり）運転が追加され本年11月27日に施行されました。

通達改正により追加された基準等

- ① 自動車運送事業の監査方針
- ② 貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準
- ③ 貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格証の返納命令発令基準等

以上、それぞれの監査方針や基準等について、現行の違反項目に、『妨害（あおり）運転』が追加され、運用が開始されました。

【令和2年11月27日 施行】

※ 通達改正についての詳細については、運輸局または運輸支局にお問合せください。

